

第 3 2 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和 4 年 1 1 月 2 4 日（木）から令和 4 年 1 2 月 2 8 日（水）まで（書面開催）	
出席委員	3 名全員（大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名）	
事務局	契約検査課：沼守課長、武田参事、光川主事、濱田主事	
審議対象期間	令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争入札 ・高石配水場ポンプ盤更新工事 ・（改良R4-6）加茂303号線他老朽管更新工事 ・高師浜総合運動広場受変電設備更新工事 ・市営富木第二住宅長寿命化工事 通常指名競争入札・随意契約 ・市営富木第二住宅長寿命化工事に係る既設昇降機更新工事 ・老人福祉センター（瑞松苑）移転工事に伴う附帯工事
一般競争入札	－ 件	
公募型指名競争入札等	－ 件	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 令和4年度上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>令和4年度上半期の令和4年4月1日～令和4年9月30日では、総契約件数が30件、契約金額の合計は7億9017万9720円、平均落札率は80.5%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、通常指名競争入札及び随意契約であり、一般競争入札、公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、通常指名競争入札が18件、随意契約が2件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が10件、随意契約については該当がなかった。</p> <p>昨年度との比較では、令和3年度上半期が、契約件数41件、契約金額が約12億6300万円に対し、今年度上半期は、契約件数が30件、契約金額が約7億9000万円と、契約件数、契約金額ともに減少している。</p> <p>今年度上半期の工事の特徴として、契約検査課発注分については、市営住宅の長寿命化工事をはじめ、市内全7小学校の空調設備改修工事、高師浜運動施設におけるスケートボードパークの整備工事や昇降機の更新工事を発注した。</p> <p>水道事業については、引き続き水道の老朽管更新工事に力を入れている。</p>
2 令和4年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>令和4年度上半期は4件の指名停止措置を行い、談合情報、契約解除についてはいずれも該当は無かった。</p>

3 抽出事案の審議について	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約金額の高額な案件 2 件、入札不調のため随意契約となった事案に関連する 2 件のほか、参考資料の入札結果を参照して指名競争入札の事案で指名業者数がやや少なく感じられた 2 件を抽出した。</p> <p>○高石配水場ポンプ盤更新工事</p> <p>辞退者が多い理由は。</p> <p>○（改良 R4-6）加茂 303 号線他老朽管更新工事</p> <p>疑義、意見はなかった。</p> <p>○高師浜運動広場受変電設備更新工事</p> <p>疑義、意見はなかった。</p> <p>○市営富木第二住宅長寿命化工事</p> <p>疑義、意見はなかった。</p> <p>○市営富木第二住宅長寿命化工事に係る既設昇降機改修工事</p> <p>既設昇降機のメーカーは。</p> <p>1 回目で「無効」となっている参加業者について、その理由は。</p>	<p>技術者の配置が困難であったとの理由が確認できた。</p> <p>株式会社日立ビルシステムである。</p> <p>当該 2 業者については、辞退届の提出がなかったことから入札要項 10. (2)の定めにより無効としたものである。</p>

<p>辞退理由は。</p> <p>辞退した業者が複数あった中で、随意契約先にこの相手方を選定した理由は何か。</p> <p>○加茂小学校昇降機更新工事</p> <p>既設昇降機のメーカーは。</p> <p>「不誠実な対応」を理由に、2者が指名から除外されている。</p> <p>このような理由による指名からの除外は、実質的に指名停止措置に相当すると思われるが、除外の期間等についてルールは決まっているのか。</p> <p>辞退理由は。</p> <p>初回の入札実施時は参加1者により中止とのことだが、その1者と随意契約とならず再度の入札としたのはなぜか。</p> <p>初回の入札実施時の入札金額は、最終の随意契約の契約額 21,220,000 円より高かつ</p>	<p>配置技術者不足の背景から、より利益の得られる民間等の大規模新築工事に技術者を配置するために、改修工事は敬遠したとの理由が確認できた。</p> <p>入札参加が1者で、入札は無効となり中止したが、当該参加者は応札の意思を示していたことから、見積徴取したところ、予定価格の範囲内の額であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約としたものである。</p> <p>株式会社日立ビルシステムである。</p> <p>当該2者の行為は「高石市競争入札指名停止要綱」の措置要件のいずれにも該当しないことから、除外期間についての規定はないが、「高石市指名競争入札参加者選定基準」第4条第3号により、同行為のあった工事と同種工事で、発注時期も近い本案件についてのみ指名から除外したものである。</p> <p>先の同種工事と同様に、配置技術者不足の背景から、より利益の得られる民間等の大規模新築工事に技術者を配置するために、改修工事は敬遠したとの理由が確認できた。</p> <p>当該1者とは地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約の交渉を行ったが、資材等の価格高騰が続いていることから、予定価格内での施工が困難であるとの回答があり、随意契約に至らなかったため、仕様の一部及び予定価格を変更した上で改めて入札を行ったものである。</p> <p>初回の入札については、参加者が1者となった時点で中止としたため、入札の執行は行</p>
---	---

<p>たのか。</p> <p>○その他</p> <p>疑義、意見はなかった。</p> <p>○指名停止</p> <p>疑義、意見はなかった。</p>	<p>っていない。</p>
--	---------------